

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第46号**

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b>（第4条関係） (略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第25条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第3号様式</b>（第4条関係） 個人事業税不均一課税申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第25条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～7 (略)</p> <p><b>第4号様式</b>（第4条関係） 不動産取得税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第25条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～8 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b>（第4条関係） (略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第24条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第3号様式</b>（第4条関係） 個人事業税不均一課税申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第24条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～7 (略)</p> <p><b>第4号様式</b>（第4条関係） 不動産取得税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第24条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～8 (略)</p>

第5号様式（第4条関係）

固定資産税課税免除申請書

（略）

注 次の書類を添付すること。

1 （略）

2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長  
発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に  
基づく確認書の写し

3～5 （略）

（略）

第5号様式（第4条関係）

固定資産税課税免除申請書

（略）

注 次の書類を添付すること。

1 （略）

2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長  
発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に  
基づく確認書の写し

3～5 （略）

（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。